

◎ 年金受給開始年齢について

◎ 国民年金のお受取りは原則 65 歳

受給資格期間を満たし、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた方は65歳から満額の老齢基礎年金（国民年金）が受取れます。

◎ 厚生年金は段階的に65歳支給に引き上げ

受給資格期間を満たし、厚生年金の加入期間（共済組合の組合員期間を含む）が1年以上ある方は60歳前半から年金を受取れますが、生年月日によって下表のように段階的に支給開始年齢が引き上げられています。

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	年金請求書の送付年齢
男性：昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 女性：昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	報酬比例部分の年金					老齢厚生年金	60歳
男性：昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 女性：昭和33年4月2日～昭和35年4月1日						老齢基礎年金	61歳
男性：昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 女性：昭和35年4月2日～昭和37年4月1日						老齢厚生年金	62歳
男性：昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 女性：昭和37年4月2日～昭和39年4月1日						老齢厚生年金	63歳
男性：昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 女性：昭和39年4月2日～昭和41年4月1日						老齢厚生年金	64歳
男性：昭和36年4月2日以降 女性：昭和41年4月2日以降						老齢厚生年金	65歳

※公務員等の方が加入されていた共済年金は平成27年10月から厚生年金に統一されましたが、年金の受給開始年齢の引き上げは、統一後も男性と女性の区別なく男性と同じスケジュールで段階的に引き上げとなります。